

鴻巣市避難行動要支援者避難支援全体計画

1 目的

この全体計画は、鴻巣市（以下「市」という。）が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）、鴻巣市地域防災計画及び第3次鴻巣市地域福祉計画に定めるもののほか、避難行動要支援者の避難行動支援等に関し、必要な事項を定める。

2 全体計画・個別計画

全体計画は、避難行動要支援者の範囲、収集する避難行動要支援者の情報及び個人情報の取り扱い方針などの基本的な考え方について定める。

全体計画策定後、「誰が、誰をどこに避難支援する」という具体的な計画である「避難行動要支援者避難支援個別計画」を定めることとする。

3 避難行動要支援者

この全体計画に定める避難行動要支援者とは、要配慮者のうち次に掲げるものであって、市内に住所を有し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であるものとする。ただし、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしている場合はこの限りでない。

- (1) 要介護認定者 …介護保険の要介護認定で、要介護3以上であるもの
- (2) 身体障害者 …身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が2級以上であるもの
- (3) 知的障害者 …療育手帳の交付を受け、障害の程度が㊤及びAであるもの
- (4) 精神障害者 …精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級以上であるもの
- (5) 難病患者 …手帳を所持していないが、避難支援を必要とするもの
- (6) 75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上のみの世帯であるもの
- (7) 前6号のほか、避難行動要支援者として市長が認めたもの

4 避難支援等関係者

この全体計画に定める避難支援等関係者とは次に掲げるものとする。

- (1) 埼玉県央広域消防本部
- (2) 鴻巣市消防団
- (3) 埼玉県警察鴻巣警察署
- (4) 鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会
- (5) 鴻巣市社会福祉協議会、各支部社会福祉協議会
- (6) 鴻巣市自治会連合会
- (7) 市内自主防災組織
- (8) 指定特定相談支援事業者等
- (9) 指定居宅介護支援事業者等
- (10) 前9号のほか、避難支援等関係者として市長が認めたもの

5 避難行動要支援者名簿の整備

- (1) 市長は、災害時の救護支援活動及び平時からの避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備に活用するため、「鴻巣市避難行動要支援者登録申請書」(第1号様式)の提出等によって市が所有する個人情報に基づき、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成する。
- (2) 市長は、避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。
- (3) 転入等の事由により新たに避難行動要支援者となったものに対しても同様とする。
- (4) 名簿は、次の表に定めるとおり取り扱うものとする。

平 時	① 市福祉課で備えるほか、埼玉県警察鴻巣警察署、鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会、鴻巣市自治会連合会、市内自主防災組織へ事前に提供する。原則として名簿は1年ごとに更新する。 ② ①以外の避難支援等関係者が名簿情報の提供を希望した場合は、随時、提供する。 ③ 事前提供を受ける団体は、避難行動要支援者名簿に関する受領書(第2号様式。以下「受領書」という。)を市に提出する。
災 害 時	① 避難支援等関係者に、名簿情報を提供する。

6 名簿情報の提供の際に講ずる措置

市長は、避難支援等関係者に対し名簿を提供する際、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 名簿は当該避難行動要支援者を担当する地域又は者の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (3) 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (4) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

7 平時における支援体制

避難支援等関係者は、名簿情報等をもとに、避難情報の伝達や安否確認、避難支援についての体制を整備する。特に自治会連合会や自主防災組織は、隣近所で声を掛け合うなど、日ごろからコミュニケーションづくりや避難行動要支援者の支援体制に努める。

8 避難情報の伝達

- (1) 市は、避難情報を多様な方法により市民に伝達する(防災行政無線、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、携帯電話メール、市ホームページ、ツイッター、フラワーラジオ放送等)。
- (2) 避難情報の伝達を受けた民生委員・児童委員協議会連合会、自治会連合会、自主

防災組織等の避難支援等関係者はお互いに連携し、情報伝達や安否確認を行うとともに、避難行動要支援者が避難所等の安全な場所に避難できるよう支援を行う。

※ 安全な場所とは、状況により必ずしも指定避難所に限らず、例えば自宅が水害時にひざ近くまで浸水しているような場合は、指定避難所へ避難することはかえって危険を伴うため、自宅の二階などへの在宅避難も考慮する。

(3) 市は、避難行動要支援者の避難状況について、民生委員・児童委員協議会連合会、自治会連合会、自主防災組織等を通じて情報収集を行い、必要により介護施設等への緊急入所等の対応を行う。

(4) 前3号にかかわらず、避難支援等関係者は自ら、震度5強以上と判断（テレビやラジオ等での確認は不要）した地震の場合や、避難行動要支援者に危険が迫っていると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。

<気象庁震度階級表>

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなる。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転は困難となり、停止する。

9 避難支援等関係者の安全確保

(1) 避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する

(2) 市長は、避難支援等関係者の被災状況により、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることについて、避難行動要支援者の理解を得るよう周知する。

10 避難行動要支援者に関する関係部署の役割分担

部 署	役 割
危機管理課	地域防災計画の策定
福祉課	名簿の更新等を含む管理全般 新たに避難行動要支援者となった者に対する同意の勧奨
障がい福祉課	新たに避難行動要支援者となった者に対する同意の勧奨 指定特定相談支援事業者等との連絡・調整
介護保険課	新たに避難行動要支援者となった者に対する同意の勧奨 指定居宅介護支援事業者等との連絡・調整

1 1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

市は、避難支援等関係者と連携しつつ、個別計画の策定を進めていく。策定に当たり、市と避難支援等関係者との間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録する。

- (1) 発災時に避難支援を行う者
- (2) 避難支援を行うに当たっての留意点
- (3) 避難支援の方法や避難場所、避難経路
- (4) 本人が不在で連絡が取れない時の対応
- (5) その他避難支援に必要な事項

1 2 支援体制の確保

(1) 避難行動要支援者は、原則として災害時に安否確認や避難支援等を実施する者（以下「避難支援者」という。）2名を自ら選任し、依頼するように努めるものとする。ただし、自ら行うことが困難な場合は、市が鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会、鴻巣市社会福祉協議会、鴻巣市自治会連合会、市内自主防災組織等の避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の属する自治会や自主防災組織等に避難支援者の選定を依頼するものとする。

なお、市は、「避難行動要支援者の避難支援者登録申請書」（第3号様式）により登録した者に避難行動要支援者の避難支援に協力するよう依頼することができる。

- (2) 避難支援者は、避難行動要支援者の秘密を保持する。
- (3) 避難支援者は、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者の避難支援等に当たる。

1 3 避難支援者の安全確保

- (1) 避難支援者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する
- (2) 市長は、避難支援者の被災状況により、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることについて、避難行動要支援者の理解を得るよう周知する。

1 4 避難支援等関係者への名簿情報提供に不同意であった者に対する支援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

1 5 避難行動要支援者名簿の有効活用と協定締結

発災時等における安否確認や避難支援を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用するものとする。特に、適切に安否確認がなされると考えうる福祉事業者、障がい

者団体、民間の企業や団体等へ安否確認等を依頼する場合は、提供した避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図ることが必要である。このため、避難支援等関係者を含めて、災害発生前に依頼先の企業や団体等と協定を結んでおくことが適切である。

16 避難場所等

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。名簿情報は避難所を開設する際に、担当市職員又は施設管理者に提供し、生活支援に活用できるよう引き継ぐ。

また、鴻巣市地域防災計画に基づき、災害時要援護者を速やかに避難場所から避難所へ移送する。

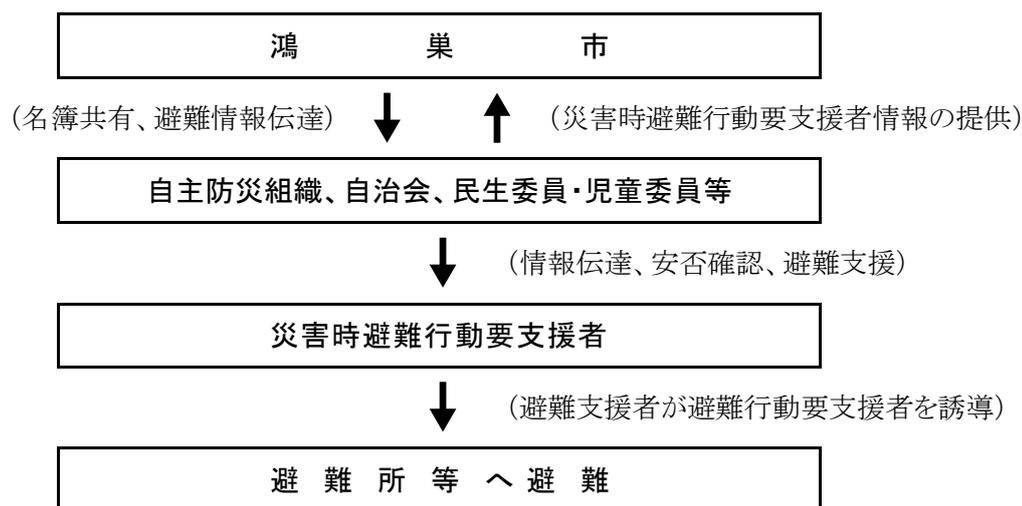
17 心身のケア等

市は、避難所開設時や仮設住宅が設置された場合の入居者又は在宅の障害者等に対し、心身のケア、生活不活発病予防等のための指導及び支援を行う。このため、保健師、相談員等による相談、巡回等及び民生委員・児童委員協議会連合会、ボランティア等による相談、見守り等を実施する。

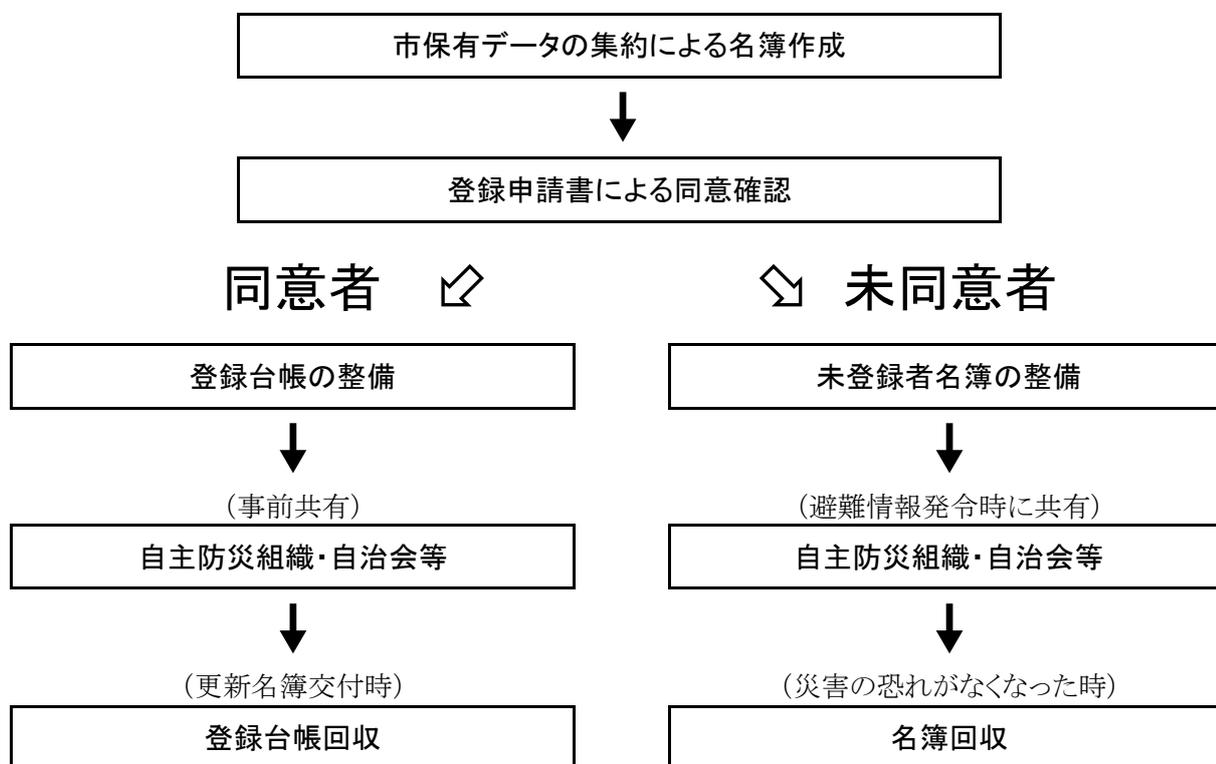
18 その他

- (1) このプランは、避難支援等関係者及び避難支援者のボランティア精神に基づく支援が中心であり、避難行動要支援者の希望により登録台帳に登録されても、災害時の支援が必ず受けられることを保証するものではない。
- (2) このプランは、必要に応じて見直しを行う。
- (3) このプランは、平成22年4月1日から実施する。
- (4) このプランは、平成27年4月1日から実施する。
- (5) このプランは、平成31年4月1日から実施する。

1 避難支援フロー



2 名簿の整備及び管理



※自主防災組織・自治会等への事前共有については、受領書の提出が必要。